

香川大学 出産・育児・介護 支援ガイド

問い合わせ・連絡先

部局等	担当	内線番号
男女共同参画推進室		1055
本部	人事グループ	1048
教育学部	総務係	1406
法学部、経済学部 地域マネジメント研究科 連合法務研究科	総務係	1807
医学部	人事係	2032
工学部	庶務係	2008
農学部	庶務係	3008
その他の部局等	各部局等の事務担当部署	

※医学部キャンパスと他のキャンパス間の内線通話については、
内線番号の前に「66」をダイヤルしてください。

国立大学法人香川大学 男女共同参画推進室

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

Tel : 087-832-1055 Fax : 087-832-1057

E-mail : sankaku-alpaca@ao.kagawa-u.ac.jp


<http://www.kagawa-u.ac.jp/sankaku/>

平成29年2月発行



香川大学は、平成22年に続き、平成27年4月、仕事と子育ての両立を推進している「子育てサポート企業」として労働局長の認定を受け、2回目（星2つ）の次世代マーク「くるみん」を取得しました。

人物イラスト：妹尾 悠香理

 国立大学法人香川大学

香川大学の教職員をサポートする、香大っこサポーター

●香大っこサポーターについて

香川大学には、大学行事などの休日出勤があるとき、平日で幼稚園・保育園に預けられないときなど、教職員の子どもたち「香大っこ」をみんなで育てていくために、香大っこサポーターの制度があります。男女共同参画推進室では、香川大学教職員の仕事と育児の両立を応援するため、学生のサポーター登録を実施し、必要なお手伝いの斡旋をさせていただきます。

- サポーター登録のためには養成講座の受講完了が必須です。
- 教職員が香大っこサポーターによる協力を必要とする場合、男女共同参画推進室を通して、学生にサポート業務（有償ボランティア）の呼びかけをします。

●香大っこサポーターのお仕事

預かり支援：男女共同参画推進室等を利用し、2人1組で預かり支援を行います。

事務補助支援：事務作業の補助を行います。

●香大っこサポーターの保険・保障について

香大っこサポーターのサポート中の事故については、香川大学の学生教育研究災害傷害保険（略称：「学研災」）が適用されます。

また、預かり中の子どもに対しては、原則その子の傷害保険を利用することになっています。通常のサポートが行われていた場合、学生に事故の責任は問いません。



香川大学職員の介護支援制度



1 介護休業 【常勤：無給 / 非常勤：無給】

- ◆要介護状態にある家族を介護する職員が、介護のために休業したい場合に利用できる制度
- 介護を必要とする者1人につき一の要介護状態ごとに（要介護状態に至るごとに）3回まで、通算して186日（休日含む）の範囲内で、介護申出者が申し出た期間

2 介護短時間勤務 【短縮した時間については無給】

- ◆要介護状態にある家族を介護する職員が、勤務時間を短縮して勤務したい場合に利用できる制度
- 要介護状態ごとに連続する3年の範囲内の期間
 - ※1時間単位で1日を通じて始業又は終業時刻に接して連続した4時間の範囲内
 - ※1回につき1日以上1週間（2回まで）

3 介護のための所定外勤務の免除

- ◆要介護状態にある家族を介護する職員が、所定外勤務の免除を請求できる制度
- 1回につき1か月以上1年以内の期間（回数制限なし）

4 介護のための時間外勤務の制限

- ◆要介護状態にある家族を介護する職員が、時間外勤務の制限（1か月について24時間、1年について150時間以内）を請求できる制度
- 1回につき1か月以上1年以内の期間（回数制限なし）

5 介護のための深夜勤務の制限

- ◆要介護状態にある家族を介護する職員が、深夜勤務（午後10時から午前5時まで）の制限を請求できる制度
- 1回につき1か月以上6か月以内の期間（回数制限なし）

6 介護のための早出遅出勤務

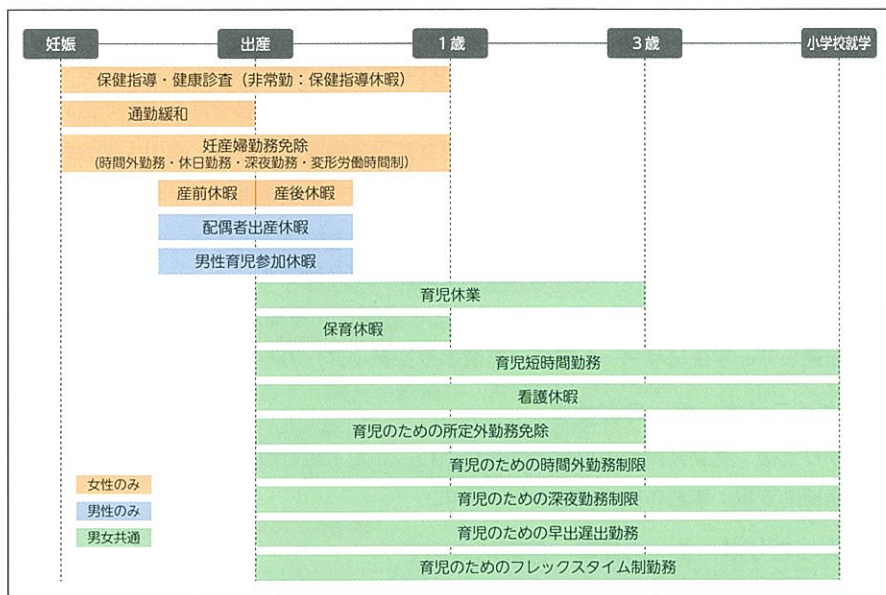
- ◆要介護状態にある家族を介護する職員が、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務したい場合に利用できる制度
- 早出遅出勤務に係る「始業の時刻」午前7時以降
「終業の時刻」午後10時以前

7 介護休暇 【常勤：有給 / 非常勤：無給】

- ◆要介護状態にある家族を介護する職員が、当該家族に必要な世話をを行う場合に取得できる休暇
- 一の年度において5日の範囲内（要介護状態にある家族が2人以上の場合は、10日）



香川大学職員の出産・育児支援制度



I 妊産婦（妊娠中及び産後1年以内の女性）が利用できる制度

1 保健指導・健康診査 【常勤：有給 / 非常勤：無給】

- ◆妊産婦が、勤務時間内に母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合に請求できる制度
- 妊娠中及び産後1年以内の間で、保健指導や健康診査を受けるために必要な時間

2 保健指導・健康診査に基づく指導に対する措置

- (1) 妊娠中の通勤緩和 【常勤：有給 / 非常勤：無給】
 - 妊娠中で、あらかじめ承認された期間（1日を通じて1時間を超えない範囲内）
- (2) 妊娠中の休憩に関する措置
- (3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置
- (4) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用

3 妊産婦に対する時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の免除

- ◆妊産婦が、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の免除を請求できる制度
- 妊娠中及び産後1年以内の間で、あらかじめ請求した期間

4 妊産婦に対する変形労働時間制勤務免除

- ◆妊産婦が、変形労働時間制勤務の免除を請求できる制度
- 妊娠中及び産後1年以内の間で、あらかじめ請求した期間

5 産前休暇（本人からの申出による就業禁止）【常勤：有給 / 非常勤：無給】

- ◆女性職員が、6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産予定の場合に取得できる休暇
- 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産日までの期間

6 産後休暇（8週間の就業禁止）【常勤：有給 / 非常勤：無給】

- ◆女性職員が、出産（妊娠満12週以後（85日以上）の分娩）した場合に、8週間就業を禁止する休暇
- 出産日の翌日から8週間の期間



II 男性職員が配偶者の産休中又は出産時に利用できる制度

1 配偶者出産休暇 【常勤：有給 / 非常勤：無給】

- ◆男性職員が、妻の出産に伴う入院期間中の付き添い等を行う場合に取得できる休暇
- 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日の範囲内の期間

2 男性育児参加休暇 【常勤：有給 / 非常勤：無給】

- ◆男性職員が、妻の産前・産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に取得できる休暇
- 妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日
(第一子の場合は、妻の出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日)



Ⅲ 職員が育児のために利用できる制度

1 保育休暇 【常勤：有給 / 非常勤：無給】

◆生後1年に達しない子を養育する職員が、授乳等を行う場合に取得できる休暇

- 1日2回それぞれ30分以内の期間

※1日の勤務時間が4時間以内の場合は、1日1回のみ

※非常勤の男性職員がこの休暇を請求する場合に、配偶者など当該職員以外の親が同様の休暇（労基法第67条の育児時間など）を取得する場合には、1日2回それぞれ30分から当該職員以外の親が取得する時間を差し引いた時間を超えない範囲内で取得可能

2 看護休暇 【常勤：有給 / 非常勤：無給】

◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子を看護する場合に取得できる休暇

- 一の年度において5日の範囲内の期間

（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）

3 育児休業 【常勤：無給 / 非常勤：無給】

◆3歳に満たない子を養育する職員が、育児のために休業したい場合に利用できる制度

- 女性：産後休暇（就業禁止期間）終了日の翌日から子が3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）までを限度として、育児休業開始日とされた日から育児休業終了予定日とされた日までの期間

- 男性：子の出生の日から子が3歳に達する日までを限度として、育児休業開始日とされた日から育児休業終了予定日とされた日までの期間

※雇止めが明示されている非常勤職員及び任期付職員の育児休業終了予定日は、雇止めの日より半年前の日までを限度とする。この場合において、育児休業終了予定日が1歳6月に達する日前になる場合は、育児休業終了予定日を1歳6月に達する日までの日とすることができる。

4 育児短時間勤務 【短縮した時間については無給】

◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務時間を短縮して勤務したい場合に利用できる制度

- 1日の勤務時間を1日を通じて2時間（30分単位）の範囲内で短縮可能

※1回につき1か月以上の期間（回数制限なし）

★【医学部附属病院勤務者の特例】※医師及び看護部職員のみ

◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、1日の勤務時間や1週間の勤務日数を短縮して勤務したい場合に利用できる制度



- 週10～30時間勤務の範囲内で、勤務時間帯及び勤務曜日を固定

※1日当たり3～7時間45分（1時間単位（7時間45分を指定する場合を除く））

※1週間当たり5日以内（原則月～金のうち5日以内）

※月の1日～末日までの1か月単位で、1回につき3か月以上の期間（回数制限なし）

5 育児のための所定外勤務の免除

◆3歳に満たない子を養育する職員が、所定外勤務の免除を請求できる制度

- 1回につき1か月以上1年以内の期間（回数制限なし）

6 育児のための時間外勤務の制限

◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、時間外勤務の制限（1か月について24時間、1年について150時間以内）を請求できる制度

- 1回につき1か月以上1年以内の期間（回数制限なし）

7 育児のための深夜勤務の制限

◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、深夜勤務（午後10時から午前5時まで）の制限を請求できる制度

- 1回につき1か月以上6か月以内の期間（回数制限なし）

8 育児のための早出遅出勤務

◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務したい場合に利用できる制度

- 早出遅出勤務に係る「始業の時刻」午前7時以降
「終業の時刻」午後10時以前

9 育児のためのフレックスタイム制勤務

◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、フレックスタイム制により勤務したい場合に利用できる制度

- 月の1日から末日までの1か月単位で、1回につき1か月以上6か月以内の期間（回数制限なし）

